

定款の新旧対照表

現行	変更案
<p>(第1～2章 略)</p> <p>第3章 会員 (会員の資格)</p> <p>第8条 本会の会員たる資格を有する者は、管工事業を営む事業者をもって中小企業等協同組合法（以下「法」という）に基づき設立された事業協同組合及び協同組合連合会とする。</p>	<p>第3章 会員 (会員の資格)</p> <p>第8条 本会の会員たる資格を有する者は、管工事業を営む事業者をもって中小企業等協同組合法（以下「法」という）に基づき設立された事業協同組合及び協同組合連合会とする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者が組合員になっている協同組合は会員となることができない。</u></p> <p><u>(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）</u></p> <p><u>(2) 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者</u></p> <p><u>(3) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者</u></p> <p><u>(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者</u></p> <p><u>(5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者</u></p>

<p>(第9～11条 略)</p> <p>(除 名)</p> <p>第12条 本会は、次の各号の一に該当する会員を除名することができる。この場合において、本会は、その総会の会日の10日前までに、その会員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。</p> <p>(1) 長期間にわたって本会の事業を利用しない会員</p> <p>(2) 出資の払込み、経費の支払いその他本会に対する義務を怠った会員</p> <p>(3) 本会の事業を妨げ、又は妨げようとした会員</p> <p>(4) 本会の事業の利用について不正の行為をした会員</p> <p>(5) 犯罪その他信用を失う行為をした会員</p>	<p>(第9～11条 略)</p> <p>(除 名)</p> <p>第12条 本会は、次の各号の一に該当する会員を除名することができる。この場合において、本会は、その総会の会日の10日前までに、その会員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。</p> <p>(1) 長期間にわたって本会の事業を利用しない会員</p> <p>(2) 出資の払込み、経費の支払いその他本会に対する義務を怠った会員</p> <p>(3) 本会の事業を妨げ、又は妨げようとした会員</p> <p>(4) 本会の事業の利用について不正の行為をした会員</p> <p>(5) 犯罪その他信用を失う行為をした会員</p> <p>(6) <u>第8条第2項各号の一に掲げる者が組合員になった会員</u></p>
<p>(第13～19条 略)</p>	<p>(第13～19条 略)</p>
<p>(第4章 略)</p>	<p>(第4章 略)</p>
<p>第5章 役員、相談役、顧問及び職員</p> <p>(役員の数)</p> <p>第24条 役員の数、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事 80人以上 95人以内</p> <p>(2) 監事 4人以上 6人以内</p>	<p>第5章 役員、相談役、顧問及び職員</p> <p>(役員の数等)</p> <p>第24条 役員の数、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事 80人以上 95人以内</p> <p>(2) 監事 4人以上 6人以内</p> <p><u>2 第8条第2項各号の一に該当</u></p>

<p>(以下 略)</p> <p>(第 25 条 略)</p> <p>(員外役員)</p> <p>第26条 理事のうち、会員の役員でない者は、定数の3分の1を超えて ることができない。</p> <p>2 監事のうち1人以上は、会員の役員及び会員の組合員又は組合員の役員若しくは使用人以外の者で、就任前5年間に本会の理事若しくは使用人でなかったものでなければならない。</p> <p>(以下 略)</p> <p>(第6章 略)</p> <p>第7章 会計 (第53～54条 略)</p>	<p><u>する者は、役員となることができない。</u></p> <p>(第 25 条 略)</p> <p><u>(員外理事)</u></p> <p><u>第26条 理事のうち、会員の役員でない者は、25人を超えることができない。</u></p> <p><u>(員外監事)</u></p> <p><u>第27条 監事のうち1人以上は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。</u></p> <p><u>(1) 会員の役員及び会員の所属員又は所属員の役員若しくは使用人以外の者であること。</u></p> <p><u>(2) 就任前5年間に会員の理事若しくは使用人又は本会の子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、執行役若しくは使用人でなかったこと。</u></p> <p><u>(3) 本会の理事又は参事その他の重要な使用人の配偶者又は2親等内の親族以外の者であること。</u></p> <p>(第27条追加に伴い、以下条づれ)</p> <p>(以下 略)</p> <p>(第6章 略)</p> <p>第7章 会計 (<u>第54～55条</u> 略)</p>
--	---

<p>(特別積立金)</p> <p>第55条 本会は、毎事業年度の利益 剰余金の10分の1以上を特別積立 金として積み立てるものとする。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>(特別積立金)</p> <p>第56条 本会は、<u>出資総額に達する までは、当期純利益金額の10分の 1以上を特別積立金として積み立 てるものとする。ただし、出資総 額を超えて積み立てることもでき るものとする。</u></p> <p>(以下 略)</p>
--	---